

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定による申告書を給与支払者を</u> <u>經由して提出する場合において、当該申告</u> <u>書に記載すべき事項がその年の前年におい</u> <u>て当該給与支払者を經由して提出した同項</u></p>	<p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第24条 [同左]</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条 [同左]</p> <p>[新設]</p>

の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができ。

3 第1項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この項、次条第4項及び第70

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この項、次条第4項及び第70

条第3項において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 [略]

[2～6 略]

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下この項及び次項において「報告書」という。)を提出すべき者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、その者が提出すべき報告書の給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項(次項及び第9項において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

条第3項において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(給与支払報告書等の提出義務)

第38条 [同左]

[2～6 同左]

7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下この項及び次項において「報告書」という。)を提出すべき者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。)が、政令で定めるところにより第1項、第3項若しくは第4項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項(以下この条において「記載事項」という。)を記録した光ディスク等を

[8・9 略]

(環境性能割の申告納付)

第114条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

[(1) 略]

(2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該変更記録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

[(3) 略]

[2 略]

附 則

(固定資産税等の非課税等に係る読替規定)

第16条 法附則第14条第1項若しくは第2項又は第14条の2の規定の適用を受ける固定資産に係る第75条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項本文」とある

提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。

[8・9 同左]

(環境性能割の申告納付)

第114条の5 [同左]

[(1) 同左]

(2) 前号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき3輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

[(3) 同左]

[2 同左]

附 則

(固定資産税等の非課税等に係る読替規定)

第16条 法附則第14条第1項又は第2項の規定の適用を受ける固定資産に係る第75条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項本文」とあるのは「法第348条第2項

のは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項若しくは第14条の2」とする。

2 法附則第14条第1項若しくは第2項又は第14条の2の固定資産としてこれらの規定の適用を受ける固定資産について、これらの規定に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合における第76条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項各号」とあるのは「法第348条第2項各号又は法附則第14条第1項若しくは第2項若しくは第14条の2」と、「同項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項若しくは第14条の2」とする。

[3・4 略]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [略]

[2～25 略]

26 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の4 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る工事（同項に規定する工事をいう。以

本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

2 法附則第14条第1項又は第2項の固定資産としてこれらの規定の適用を受ける固定資産について、これらの規定に規定する用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させている固定資産を有料で使用させることとなった場合における第76条の規定の適用については、同条中「法第348条第2項各号」とあるのは「法第348条第2項各号又は法附則第14条第1項若しくは第2項」と、「同項本文」とあるのは「法第348条第2項本文又は法附則第14条第1項若しくは第2項」とする。

[3・4 同左]

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条 [同左]

[2～25 同左]

[新設]

[新設]

下この条において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 家屋の所在

(3) 家屋の建築年月日

(4) 工事が完了した年月日

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、工事が完了した日から3月を経過した日以後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由を記載しなければならない。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第17項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第13項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

<p>[(1)~(6) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>[(1)~(6) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p><u>第32条の2</u> 市長は、法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第32条の7第5項から第7項までにおいて「特定期間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p><u>第32条の2</u> [略]</p>	<p><u>第32条の2の2</u> [同左]</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>
<p>第32条の7 [略]</p>	<p>第32条の7 [同左]</p>
<p>[2~4 略]</p>	<p>[2~4 同左]</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>5</u> 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第114条の3第2項及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>6</u> 法第446条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車(自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに限る。)に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第4項の規定にかかわらず、当該軽自動車の取得が特定</p>

[削る]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初

期間に行われたときに限り、法附則第29条の18第3項(法第451条第4項において準用する同条第2項に係る部分に限る。)に定めるところによる。

7 法第446条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車(自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに限る。)に対して課する環境性能割の税率については、第114条の3第5項の規定にかかわらず、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、法附則第29条の18第3項(法第451条第5項において準用する同条第2項に係る部分に限る。)に定めるところによる。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第113条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第116条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初

回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

[削る]

回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 同左]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、3輪以上のものに対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる

[削る]

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)A(A)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ)A(B)	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)B(A)	3,800円	2,900円
第2号ア(ウ)B(B)	5,000円	3,800円

[削る]

5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[削る]

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第116条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)A(A)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)A(A)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

[2・3 略]

表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第116条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [同左]

[2・3 同左]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

[(1)・(2) 略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

[(1)・(2) 同左]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の

<p>譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。</p> <p>[3・4 略]</p>	<p>譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。</p> <p>[3・4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所若しくは所管市税事務所の掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市役所若しくは所管市税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。</u></u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を市役所又は所管市税事務所の掲示場に<u>掲示して行う。</u></u></p>
<p>(市民税の申告等)</p> <p>第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>総務省令</u>で定めるところにより、法第317条の2第1項各号に掲げる</p>	<p>(市民税の申告等)</p> <p>第33条 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」と</u></p>

事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第38条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額

（以下この節においてこれらを「給与」という。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第29条第1項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しな

以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。	かった者」という。）並びに前年の合計所得金額が第19条に定める金額以下である者（法第313条第3項、第4項、第8項又は第9項の規定の適用を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。
[2～8 略]	[2～8 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪市市税条例第35条の改正規定 令和7年1月1日

(2) 第2条の規定 市長が定める日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）第35条第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第33条第1項に規定する給与について提出する新条例第35条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第33条第1項に規定する給与について提出した旧条例第35条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第38条第7項の規定は、この条例の施行の日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、同日前に提出すべき旧条例第38条第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例附則第33条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(公示送達に関する経過措置)

5 第2条の規定による改正後の大阪市市税条例第12条の規定は、第2条の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について給与所得者の扶養親族に係る申告書の記載事項を改め、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の割合等を定め、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について現行の適用措置を延長するとともに、公示送達の方法を改め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。